

# 日向保健所管内における 給食施設指導・組織育成の評価

～管内給食施設全体の栄養管理水準の向上に向けて～

飯干麻子、山内裕子、藤崎淳一郎(日向保健所)

# はじめに

## 給食施設指導業務

健康増進法第18～24条及び多数給食施設に  
おける栄養管理に関する条例に基づき実施

県下保健所では唯一、  
組織化された  
3つの給食研究会へ  
支援を実施

# 日向保健所管内給食研究会

病院給食研究会

22 / 24施設加入(91.7%)

年9回

保育所給食研究会

27 / 30施設加入(90%)

年12回

社会福祉施設等給食研究会

39 / 39施設加入(100%)

年4回



## 支援の目的

- ・ 管内全体の資質・意識の向上
- ・ 自主的、組織的に専門分野の研究活動を行い、栄養管理水準が向上すること

# 病院給食研究会

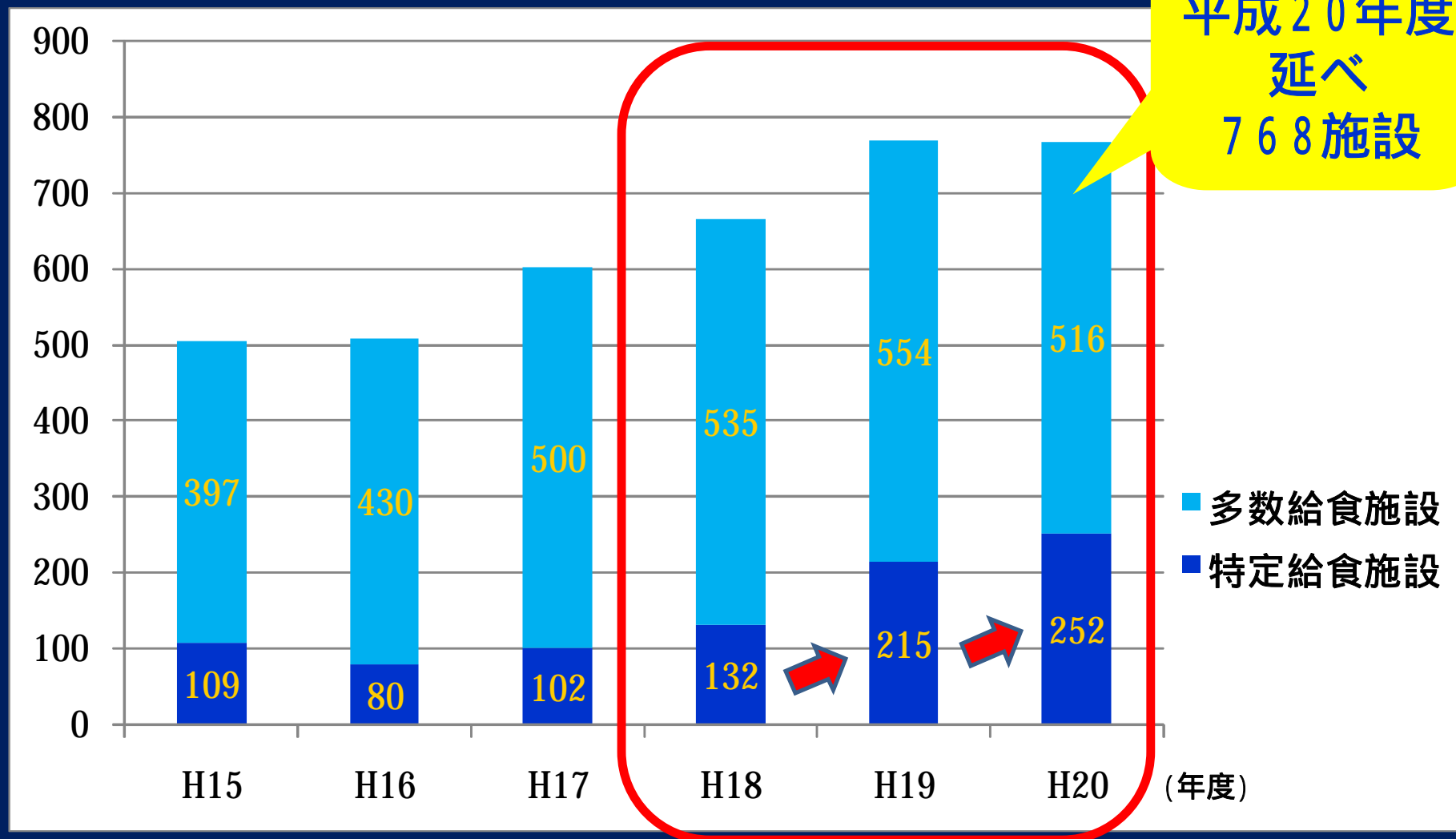
< 主な年間テーマの取り組み >

- ◆ 栄養アセスメント・栄養指導の充実 (H18, 20)
- ◆ 低栄養予防対応の食事の検討 (H18, 21)
- ◆ 危機管理 (災害・食中毒発生対応) マニュアル策定 (H19)
- ◆ 症例を使った栄養管理計画・モニタリングの演習 (H18 ~ 随時)
- ◆ 保健所衛生担当・感染症担当の衛生講話 (毎年)

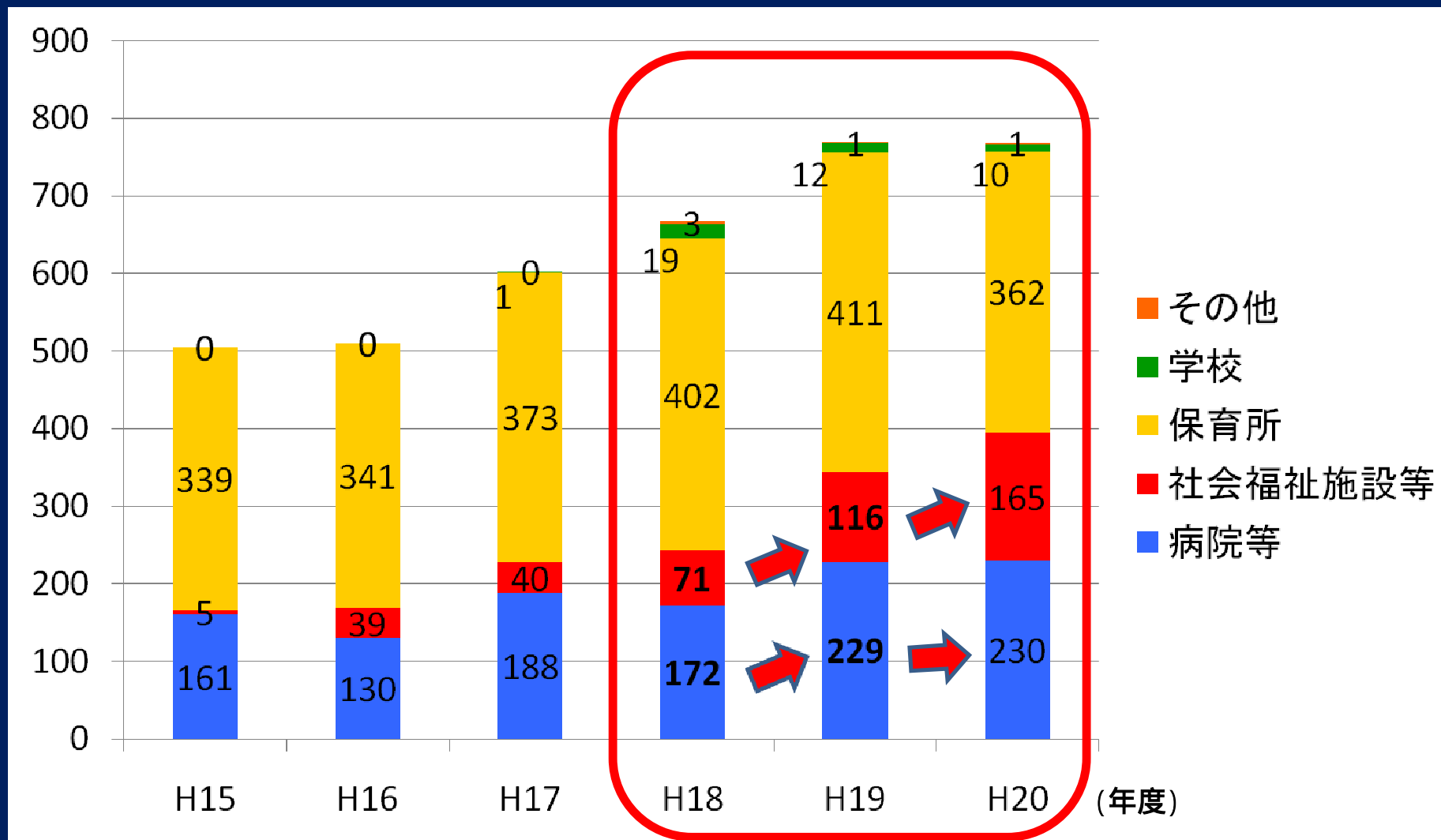
# 給食施設基準

	特定給食施設	多数給食施設
根拠 法令	健康増進法	宮崎県条例
1回 または	100食以上	20食以上100食未満
かつ 1日	250食以上	50食以上250食未満

# 図1 施設基準別給食施設指導延べ数の推移

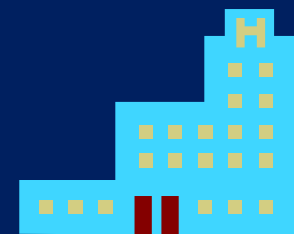


## 図2 分野別給食施設指導延べ数の推移



# 対象と方法

病院給食研究会で、平成18年7月に  
状況把握のため実施した



9項目のアンケートに回答した16施設を対象



同じ内容で再度、平成21年4月に実施し、  
望ましい施設数の2群の前後の比較評価を  
カイ二乗検定で分析（ $P < 0.05$ を有意水準とする）

# 結果

表1 病院給食研究会の指導前後の施設数の変化  
(n = 16)

変数	カテゴリー	指導前 n (%)	指導後 n (%)	P値
1 回診・カンファレンスの参加	あり	4 (25.0)	10 (62.5)	0.002 *
2 看護部門との連携	とれている	14 (87.5)	16 (100.0)	0.617
3 患者全員のアルブミン値測定	実施	7 (43.8)	6 (37.5)	0.267
4 嚥下訓練食	あり	5 (31.3)	8 (50.0)	0.134
5 食欲不振対応食	あり	8 (50.0)	13 (81.3)	0.001 *
6 災害対応マニュアル	あり	3 (21.9)	14 (87.5)	0.000 *
7 食中毒対応マニュアル	あり	4 (25.0)	15 (93.8)	0.000 *
8 備蓄食品	あり	7 (43.8)	13 (81.3)	0.000 *
9 3日間の備蓄	あり	4 (25.0)	8 (50.0)	0.046 *

カイ二乗検定

# 考 察

## 給食施設指導延べ数の増加

- ・ 自主的に研究活動を行い、各施設で実践に結びつけられるよう念頭に置きながら、毎回個別支援と併せて連携を密に支援
- ・ 社会福祉施設等研究会の組織化の実現  
(平成19年度)

# < 病院給食研究会の事業評価 >

災害・食中毒対応マニュアル策定、備蓄食品を置く施設の増加

年度で仕上げることを目的に取り組んだため、ほとんどの施設が策定できた

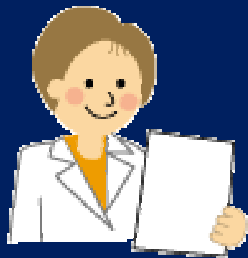
同時に備蓄食品を置く施設も増加



行政指導力と研究会の機動力の力

## 回診・カンファレンスの参加、食欲不振対応食有りの施設の増加

- ・ 平成18年度診療報酬改正による栄養管理実施加算導入
- ・ 管理栄養士・栄養士の自主的な施設での取り組み
- ・ 給食管理より病棟でより深い栄養管理を実施



看護部門との連携ありの施設の変化なし

- ・ 以前から連携がとれていた

患者全員のアルブミン値測定・嚥下訓練食実施  
施設数の変化なし

- ・ 組織全体の栄養管理水準を上げるには時間がかかる
- ・ 低栄養患者の減少や、栄養指導件数の増加等を含め、**変化をみるには長期で引き続きみていく必要がある**

# 目標として栄養管理水準を上げるには

## < 給食施設が取り組むべきもの >



年度毎の目標の重点化

達成に近づいたら技術的に不足する業務に重点を移行

目的に従って、具体的に目指す項目を示す

目指すところを共有し、達成できたかどうか評価

# 目標として栄養管理水準を上げるには

## < 保健所が取り組むべきもの >

支援体制を整備し、施設が自主的に取り組む  
目的を、対象分野の特性を把握しながら支援



年度当初の計画から、経年変化の比較、  
評価を点数化するなど、**評価の指標をもって**  
**施設の栄養管理指導に取り組むことが重要**

# 今後の取り組み

- 研究会未入会施設の年1回以上の支援
- 健康増進法に基づく特定給食施設立入検査の強化
- 栄養管理報告書、確認票を活用し、評価の指標ができる形式に見直す
- 保健所栄養士が統一の見解で施設の栄養管理指導を実施し、評価、フィードバック

**施設全体の栄養管理水準の向上  
県民の健康状態の向上へ！**